柏高第 ２１７ 号

令和３年１２月１日

関　係　各　位

柏原市健康部

高齢介護課長

本市における要介護認定の臨時的な取扱いについて（通知）

日頃より、本市介護保険制度の実施にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記の件について、本市における取扱いを下記のとおりといたします。なお、この取扱いを変更する場合は、改めてお知らせいたします。

記

＜要介護認定の臨時的な取扱いについて＞

○**更新申請者に対し、一律に認定有効期間の延長は行わず、原則として認定調査を実施し、介護**

**認定審査会において審査判定を行います。**ただし、認定調査の実施困難施設入所者や新型コロ

ナウイルス感染への不安から介護サービスの利用を控えておられる方や、他者との接触を極力

避けられている方については、認定調査は実施せず、更新手続きを以下の通りとします。

①更新申請者の認定有効期間を６か月で延長し、延長した期間の要介護度は、従来どおり、現

在の要介護度と同じとします。

　②延長申出書の申出理由欄に、**調査等面会ができない理由を必ず記入してください**。記入がな

い場合は延長を認めず、通常の更新手続きをお願いする場合があります。

③対象者の方へは準備が整い次第、被保険者証を送付します。

④延長した有効期間の満了前であっても、心身の状態が変化した等の場合は、区分変更の申請

を行うことが可能です。また、延長した有効期間満了６０日前から更新申請を行うことがで

きます。

○新規申請及び区分変更申請（要支援者にかかる新規申請を含む）については、これまでどおり、

認定調査を実施し、介護認定審査会において審査判定を行います。

〇取扱い開始については、令和４年１月４日付申請分からとします。

＜問い合わせ先＞

柏　原　市　健　康　部

高齢介護課　介護業務係

TEL 072-972-1571